

参 考 資 料

- 1 これまでの経緯
- 2 制度開始後の主な制度の見直し
- 3 長崎県の高齢者人口及び医療費の推移
- 4 長崎県後期高齢者医療広域連合規約

1 これまでの経緯

年月日	経 過
平成18年 7月 1日	長崎県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会を設置
平成18年11～12月	県内全市町議会において広域連合規約を議決
平成18年12月18日	長崎県後期高齢者医療広域連合の設立（県内23市町）
平成19年 1月18日	長崎県後期高齢者医療広域連合長選挙（伊藤一長長崎市長）
平成19年 2月 2日	臨時議会
平成19年 5月25日	長崎県後期高齢者医療広域連合長選挙（吉次邦夫諫早市長）
平成19年11月 2日	臨時議会
	長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例案可決 （平成20・21年度保険料等）
平成20年 4月 1日	後期高齢者医療制度の施行開始
平成21年 5月22日	長崎県後期高齢者医療広域連合長選挙（田上富久長崎市長）
平成21年 9月16日	8月30日の総選挙の結果、民主党を中心とする鳩山内閣が誕生 後期高齢者医療制度を廃止することを表明
平成21年11月30日	第1回高齢者医療制度改革会議を開催（以後、14回開催）
平成22年 2月19日	定例議会
	長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例案可決 （平成22・23年度保険料等）
平成22年 3月31日	県内市町合併により構成市町が21市町へ
平成22年12月20日	第14回高齢者医療制度改革会議において新制度の最終とりまとめ

2 制度開始後の主な制度の見直し

○保険料の支払い方法の変更

20年10月～ 一定の条件のもと、口座振替の対象者を拡大

21年 4月～ 口座振替と年金天引きとの選択制の実施

○現役並み所得者の判定基準の変更

21年 1月～ 被保険者及び同一世帯に属する70歳以上75歳未満の人の
収入の合計で判定

○75歳到達月に係る高額療養費の自己負担限度額の特例

21年 1月～ 誕生日前の医療保険制度と、誕生日後の後期高齢者医療制度
における自己負担限度額をそれぞれ本来額の1/2に設定

○保険料の軽減措置と激変緩和措置

	低所得者	被扶養者
恒常的な措置	○均等割の7割、5割、2割軽減	○所得割の賦課なし ○制度加入時から2年間 ・均等割の5割軽減

平成20年度における措置	○均等割7割軽減世帯の8.5割軽減 ○所得割の50%軽減	○4～9月 ・保険料負担の凍結 ○10月以降 ・均等割の9割軽減
平成21年度における措置	○均等割7割軽減世帯の9割軽減又は8.5割軽減 ○所得割の50%軽減	○均等割の9割軽減継続
平成22年度における措置	〃	〃
平成23年度における措置	〃	〃

3 長崎県の高齢者人口及び医療費の推移

(1) 長崎県の人口と高齢者人口の推移

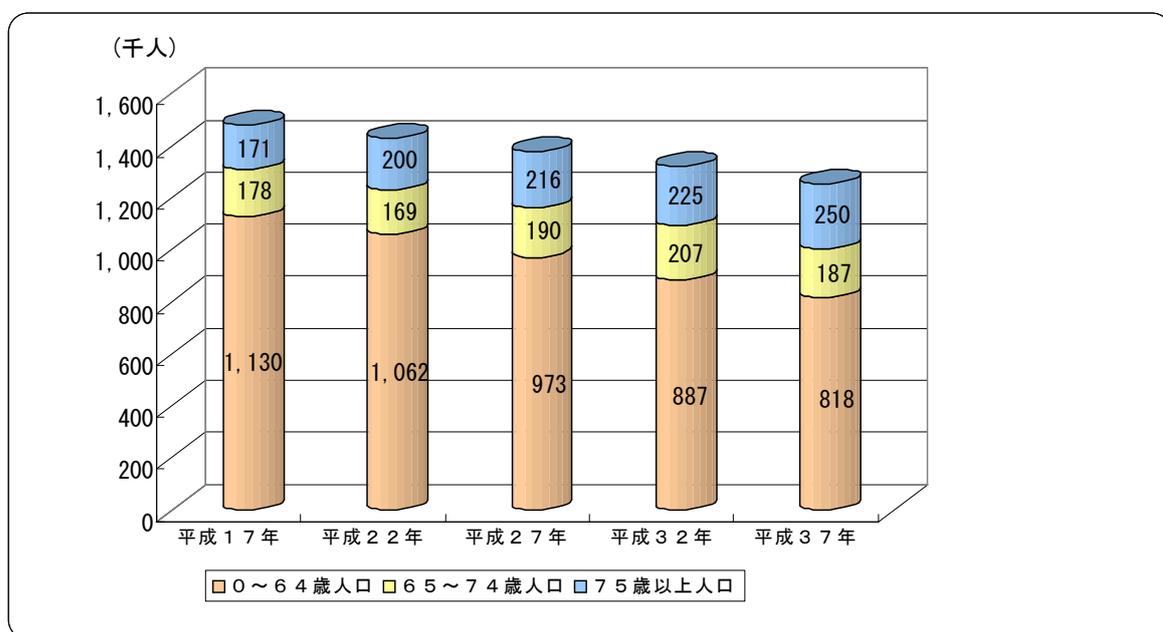
(単位：人)

		平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年
総人口		1,478,632	1,431,000	1,379,000	1,319,000	1,255,000
65歳以上人口		348,820	369,000	406,000	432,000	437,000
75歳以上人口		171,021	200,000	216,000	225,000	250,000
長崎県	65歳以上の割合	23.6%	25.8%	29.4%	32.8%	34.8%
	75歳以上の割合	11.6%	14.0%	15.7%	17.1%	19.9%
全国	65歳以上の割合	20.1%	23.1%	26.9%	29.2%	30.5%
	75歳以上の割合	9.1%	11.2%	13.1%	15.3%	18.2%

出典 平成17年 国勢調査

平成22年以降 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成19年5月推計)よりの推計値

長崎県の人口と高齢者人口の推移



(2) 長崎県の後期高齢者の被保険者数推移

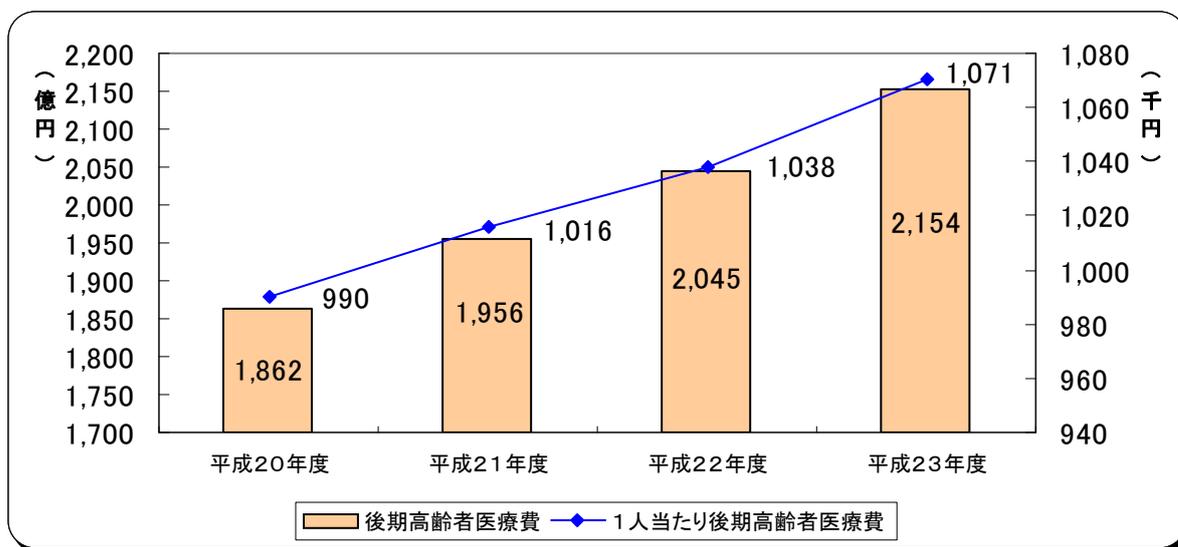
(単位：人)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (見込み)	平成23年度 (見込み)
被保険者数(平均)	188,061	192,559	196,955	201,188
前年増減数	—	4,498	4,396	4,233

(3) 長崎県の後期高齢者医療費と一人当たりの医療費の推移

		平成20年度	平成21年度	平成22年度 (見込み)	平成23年度 (見込み)
長崎県	後期高齢者医療費(千円)	186,226,835	195,636,973	204,459,474	215,372,740
	前年増減比(%)	—	5.1	4.5	5.3
	1人当たり 後期高齢者医療費(円)	990,247	1,015,985	1,038,102	1,070,505
	前年増減比(%)	—	2.6	2.2	3.1
全国	1人当たり 後期高齢者医療費(円)	865,146	—	—	—
	前年増減比(%)	—	—	—	—

長崎県の後期高齢者医療費と一人当たりの医療費の推移



出典 【長崎県】平成20年度、平成21年度 実績
平成22年度、平成23年度 見込み

※平成20年度は、後期高齢者医療制度での医療費実績が11ヶ月であるため、12/11を乗じて12ヶ月分に換算した数値。

【全 国】厚生労働省保険局「平成20年度後期高齢者医療事業年報」

4 長崎県後期高齢者医療広域連合規約

平成 18 年 12 月 18 日

長崎県指令 18 市町振第 754 号

最終改正 平成 22 年 3 月 31 日

長崎県指令 21 市町振第 903 号

(広域連合の名称)

第 1 条 この広域連合は、長崎県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）という。

(広域連合を組織する地方公共団体)

第 2 条 広域連合は、長崎県内の全市町をもって組織する。

(広域連合の区域)

第 3 条 広域連合の区域は、長崎県の区域とする。

(広域連合の処理する事務)

第 4 条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高齢者医療確保法」という。）に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、別表第 1 に定める事務については市町において行う。

(1) 被保険者の資格の管理に関する事務

(2) 医療給付に関する事務

(3) 保険料の賦課に関する事務

(4) 保健事業に関する事務

(5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

(広域連合の作成する広域計画の項目)

第 5 条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条第 3 項の広域計画をいう。以下同じ。）には、次に掲げる事項について記載するものとする。

(1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び市町が行う事務に関すること。

(2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

(広域連合の事務所)

第 6 条 広域連合の事務所は、長崎市内に置く。

(広域連合の議会の組織)

第 7 条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、27 人とする。

(広域連合議員の選挙の方法)

第 8 条 広域連合議員の選挙に当たっては、各市町の議会において、当該議会の議員のうちから選挙する。

2 各市町において選挙すべき広域連合議員の定数は、次のとおりとする。

(1) 長崎市 4 人

(2) 佐世保市 3 人

(3) 諫早市 2 人

(4) 前 3 号に掲げる以外の市町 1 人

3 各市町の議会における選挙については、地方自治法第 118 条の規定を

準用する。

(広域連合議員の任期)

第9条 広域連合議員の任期は、当該市町の議会の議員としての任期による。

2 広域連合議員が当該市町の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。

3 広域連合の議会の解散があったとき、又は広域連合議員に欠員が生じたときは、第8条の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。

(広域連合の議会の議長及び副議長)

第10条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

(広域連合の執行機関の組織)

第11条 広域連合に、広域連合長、副広域連合長2人及び会計管理者を置く。

2 広域連合長、副広域連合長及び会計管理者は、広域連合議員と兼ねることができない。

(補助職員)

第12条 前条に定める者のほか、広域連合に必要な職員を置く。

(広域連合の執行機関の選任の方法)

第13条 広域連合長は、各市町の長のうちから、各市町の長が投票によりこれを選挙する。

2 前項の規定による選挙は、広域連合の事務所において行うこととする。

ただし、これにより難しい場合においては、広域連合長が別に定めることができる。

3 広域連合長が欠けたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。

4 副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、市町の長のうちから選任する。

5 会計管理者は、広域連合長が前条の職員のうちから任命する。

(広域連合の執行機関の任期)

第14条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、4年とする。ただし、当該市町の長でなくなったときは、同時にその職を失う。

(選挙管理委員会)

第15条 広域連合に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。

3 選挙管理委員は、広域連合の区域内の市町の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有する者のうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。

4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

(監査委員)

第16条 広域連合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(次項において「識見を有する者」という。)及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。

- 3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(広域連合の経費の支弁の方法)

第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 市町の負担金
- (2) 事業収入
- (3) 国及び長崎県の支出金
- (4) その他

- 2 前項第1号に規定する市町の負担金の額は、別表第2により、広域連合の予算において定めるものとする。

(補則)

第18条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、長崎県知事の許可のあった日（平成18年12月18日長崎県指令18市町振第754号）から施行する。ただし、第11条及び第13条中、会計管理者に関する規定は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成20年3月31日までの間は、広域連合は、第4条に規定する事務の準備行為を行うものとする。

附 則（平成22年3月31日長崎県指令21市町振第903号許可）
この規約は、平成22年3月31日から施行する。

別表第1（第4条関係）

区 分	市町において行う事務
1 被保険者の資格の管理に関する事務	(1) 申請及び届出の受付 (2) 被保険者証及び資格証明書の引渡し (3) 被保険者証及び資格証明書の返還の受付 (4) 上記事務に付随する事務
2 医療給付に関する事務	(1) 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し (2) 上記事務に付随する事務
3 保険料の賦課に関する事務	(1) 保険料に関する申請の受付 (2) 上記事務に付随する事務

別表第2（第17条関係）

区 分	負担割合
共通経費	均等割 10%
	高齢者人口割 50%
	人口割 40%
医療給付に要する経費	高齢者医療確保法第98条に定める市町の一般会計において負担すべき額
保険料その他の納付金	高齢者医療確保法第105条に定める市町が納付すべき額
	市町が徴収した保険料等の実額及び低所得者等の保険料軽減額相当額

備考

- 1 人口割については、直近の国勢調査人口による。
- 2 高齢者人口割については、前年度の9月末現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく満75歳以上の人口並びに高齢者医療確保法第50条第1項第2号に規定する65歳以上75歳未満で障害の状態にある旨の認定を受けた者の人口による。